

# 令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業 調査業務（伊吹山） 公募型プロポーザル実施要領（募集要領）

1 委託業務名 令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（伊吹山）

2 委託場所 伊吹山周辺区域

3 業務の目的

ニホンジカの生息数の増加や生息範囲の拡大に伴い、農林業被害に対しては有害捕獲等により対策が進められているが、一方で高標高域や奥山においては、捕獲条件が厳しく捕獲が困難なため、シカの滞留を招いている。同様に当該地域においても、シカ局所個体群の利用頻度および利用量が増大し、植生への影響が顕在化している。このため、捕獲困難地である高標高域や奥山において滞留するシカ局所個体群の利用状況、行動域等（以下「利用形態等」という。）を把握し、より安全で、より効率的かつ効果的な捕獲または排除等を推進することが求められている。

本業務では、カメラ調査等を実施して当該地域におけるシカ局所個体群の利用形態等を把握することを目的とする。また、併せて県および米原市が令和8年度に実施する捕獲業務による影響を分析・考察する。

4 業務内容等 業務説明書のとおり

5 契約の期間 契約の日から令和9年3月23日まで

6 参加する者に必要な資格

以下の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

■営業種目：大分類：役務 中分類：各種調査業務

■地域ブロック：滋賀県、滋賀県に隣接する府県（福井県、岐阜県、三重県）、近畿府県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内に本店を有する者または同地域内の営業所等取引の権限を委任している者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わない場合がある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 Tel077-528-4314

- (5) 令和3年4月1日以降の過去5年間に、ニホンジカに関する調査業務（公告日の前日までに業務が完了したものに限り。）を完成した実績を有すること。
- (6) (5)のほか、環境省の鳥獣プロデータバンク（鳥獣保護管理プランナー・捕獲コーディネーター・調査コーディネーター）、農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーまたは技術士（環境部門：自然環境保全）などの登録・資格をもつ者、またはこれに準じる能力を有すると認められる者を業務説明書に記載する業務に従事させることができる者であること。

7 説明会

説明会は行わない。

8 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課鳥獣対策室

TEL077-528-3489 FAX077-528-4846 E-mail: [dg00@pref.shiga.lg.jp](mailto:dg00@pref.shiga.lg.jp)

9 提案書および経費見積価格書の提出方法、提出先および提出期限

(1) 提案書と別紙様式AおよびB

提出方法：持参または郵送(記録が残る簡易書留等)によること。

提出先： 8に同じ。

提出期限：令和8年5月13日(水) 17時00分必着

提出部数：2部(正本1部、副本1部)

(2) 経費見積価格書

(1)に同じ。ただし、1部

10 予定価格

5,297,600円(消費税および地方消費税を含む。税率は10%とする。)

11 公募型プロポーザルに係る質問

(1) 質問方法：質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、8に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限：令和8年4月28日(火)17時00分

(3) 回答方法：質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/304225.html>)

(4) 回答期日：令和8年4月30日(木)17時を目途に回答する。

12 選出方法

【1】 生物多様性保全課内に設置する4名の委員による審査会において、提出された企画提案書等を、あらかじめ定められた評価項目および評価点に基づき、その内容を総合的に審査し、予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。なお、総合点の平均が60点に満たない場合は、契約予定者とししない。

【2】 審査項目および配点

審査項目		点数
提案内容について	業務に対する理解度	10
	調査方法等の妥当性	20
	業務の安全対策	15
	業務の実効性(業務実施体制・業務実施フロー)	15
	過去の実績等	10
	総合的評価	10
県内に本店を有する事業者か		4
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録の有無、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大		2

臣認定の有無 ※「有」の場合 同登録書（滋賀県発行）または同認定通知書（労働局発行）の写しを添付	
高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無 ※「有」の場合 労使協定または就業規則の該当箇所の写しを添付	1
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者である場合 法定雇用率の達成 ※「有」の場合 令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを添付 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者である場合 障害者雇用の有無 ※「有」の場合 その旨がわかる申立書（様式任意）を添付 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ※「有」の場合 同認定通知書（滋賀県発行）の写しを添付 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ※「有」の場合 同認定通知書（労働局発行）の写しを添付	1
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無。 ※「有」の場合 同認証通知（滋賀県発行）または同認定通知書（労働局発行）の写しを添付	1
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録の有無。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 ※「有」の場合 認証、登録証等の写し	1
各項目の事業費について、経費節減を意識した金額となっているか	1 0
合 計	1 0 0

### 【3】 審査項目の詳細

各提案書等の審査項目について、審査する。

#### (1) 業務に対する理解度

評 価 ポイント	当該業務の目的・内容を正しく理解しているか。
得 点 1 0	十分満足できる（10）      満足できる（8）      普通（6） 劣る（4）      かなり劣る（2）      不足である（0）

#### (2) 調査方法等の妥当性

評 価	提案された実施方法等について、業務を遂行する上で妥当と認められる
-----	----------------------------------

ポイント	か。目的・内容を満足し、高い成果を得ることができるか。
得点 20	十分満足できる (20)      満足できる (16)      普通 (12) 劣る (8)      かなり劣る (4)      不足である (0)

(3) 業務の安全対策

評価 ポイント	提案された内容において、従事者および第三者への安全対策が担保されているか。
得点 15	十分満足できる (15)      満足できる (12)      普通 (9) 劣る (6)      かなり劣る (3)      不足である (0)

(4) 業務の実効性 (業務実施体制・業務実施フロー)

評価 ポイント	提案された内容 (実施方法・使用機材等、実施体制・人数、実施の流れ・スケジュール、見積額) において、実効性が担保されているか。
得点 15	十分満足できる (15)      満足できる (12)      普通 (9) 劣る (6)      かなり劣る (3)      不足である (0)

(5) 過去の実績 (委託業務の受託実績) 等

評価 ポイント	提案者において、過去5年間に「ニホンジカに関する調査業務」を受託した実績等はあるか。
得点 10	十分満足できる (10)      満足できる (8)      普通 (6) (7件以上)      (6件)      (5件) 劣る (4)      かなり劣る (2)      不足である (0) (4件)      (3件)      (2件以下)

(6) 総合的評価

評価 ポイント	提案された内容は、全体的にみて評価できるか。バランスが良く偏りがないか。
得点 10	十分満足できる (10)      満足できる (8)      普通 (6) 劣る (4)      かなり劣る (2)      不足である (0)

(7) 県内に本店を有する事業者か

評価 ポイント	県内に本店を有する事業者か。
得点 4	県内 (4)      県外 (0)

(8) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」等の登録の有無

評価 ポイント	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録の有無、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣認可の有無 ※「有」の場合 同登録書 (滋賀県発行) または同認定通知書 (労働局発行) の写しを添付
得点 2	有 (2)      無 (0)

(9) 高年齢者就業確保措置の有無

評価ポイント	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無 ※「有」の場合 労使協定または就業規則の該当箇所の写しを添付
得点 1	労使協定の締結または監督署への届出済み（1） 未済（0）

(10) 障害者雇用の状況

評価ポイント	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者である場合 法定雇用率の達成 ※「有」の場合 令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを添付 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者である場合 障害者雇用の有無 ※「有」の場合 その旨がわかる申立書（様式任意）を添付 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ※「有」の場合 同認定通知書（滋賀県発行）の写しを添付 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ※「有」の場合 同認定通知書（労働局発行）の写しを添付
得点 1	有（1） 無（0）

(11) 「滋賀県女性活躍推進企業」等の認証の有無

評価ポイント	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無。 ※「有」の場合 同認証通知（滋賀県発行）または同認定通知書（労働局発行）の写しを添付
得点 1	有（1） 無（0）

(12) 環境マネジメントシステムの認証・登録の有無

評価ポイント	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録の有無。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 ※「有」の場合 認証、登録証等の写し
得点 1	有（1） 無（0）

(13) 経費節減を意識した見積金額か

評価ポイント	各項目の事業経費について、経費節減を意識した内容・金額となっているか。
得点 10	予定価格の80%未満（10） 予定価格の80%以上85%未満（8） 予定価格の85%以上90%未満（6） 予定価格の90%以上95%未満（4） 予定価格の95%以上同額以下（1）

【4】採用の結果については、提案者全てにそれぞれ別途通知する。

13 契約図書等の作成

採用後、契約書および提案内容を反映した業務説明書等を作成するものとする。

14 無効事項

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 提出期間内に提案書等の提出がなかった場合
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした場合
- (3) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

15 失格事項

提出された見積額が予定価格を超過している場合は、失格とする。

16 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書提出前の参加申込書は必要としない。企画提案書の提出をもって参加申込みしたものとみなす。
- (3) 企画提案書等の作成および提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。ただし、本審査以外には使用しない。
- (5) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 企画提案書のうち、法人にとって利益を損なうおそれのあるノウハウ等の独自情報に当たることから、非公開を希望する部分にあっては、企画提案書提出時に、その具体的な理由とともに書面（企画提案書：様式3）で提出すること。県はこの提出物を参考としたうえで、情報公開条例に基づき、個別に公開・非公開を判断する。